

埼玉県生活環境保全条例に基づく物質別の取扱量集計表

平成22年度の旧鳩ヶ谷市における物質別の取扱量

(単位:kg/年)

物質名	特定化学物質区分	物質番号	取扱量	取扱量内訳		
				使用量	製造量	取り扱う量
エチルベンゼン	第一種	53	80,000	0	0	80,000
キシレン	第一種	80	340,000	0	0	340,000
クロム及び三価クロム化合物	第一種	87	2,700	0	2,700	0
六価クロム化合物	第一種	88	3,000	3,000	0	0
1,2,4-トリメチルベンゼン	第一種	296	210,000	0	0	210,000
1,3,5-トリメチルベンゼン	第一種	297	14,200	0	0	14,200
トルエン	第一種	300	793,300	3,300	0	790,000
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一種	355	1,100	530	0	520
1-プロモプロパン	第一種	384	1,900	1,900	0	0
ノルマル-ヘキサン	第一種	392	194,000	0	0	194,000
ベンゼン	第一種	400	38,000	0	0	38,000
ほう素化合物	第一種	405	1,700	1,700	0	0
メタノール	県指定	30	58,000	58,000	0	0
メチルイソブチルケトン	県指定	31	2,100	2,100	0	0
メチルエチルケトン	県指定	32	520	520	0	0
全物質合計			1,740,520	71,050	2,700	1,666,720

有効数字の関係で取扱量と取扱量の内訳の合計は必ずしも一致しません。

取扱量の内訳は以下のとおりです。

使用量・・・事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量・・・事業所において製造した量（副生成物も含む）

取り扱う量・・・入荷した特定化学物質を自らは使用しないで、卸売りや小売りのために、事業所内で貯蔵所等に移し替える量